

居住衛生設備規則

規則

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 規則 第 7 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2013 年 9 月 24 日 理事会 承認

2014 年 2 月 21 日 国土交通大臣 認可

「居住衛生設備規則」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.11 を削る。

~~1.1.11 舷梯~~

~~総トン数 300 トン以上の船舶には、適当な舷梯を設け、かつ堅牢な舷梯つりを備えなければならない。~~

3 章 航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.2 船員室等に関する特例の内容

3.2.7 を削り、3.2.8 及び 3.2.9 を 3.2.7 及び 3.2.8 に改める。

~~3.2.7 舷梯~~

~~船級符号に *Coasting Service*, *Restricted Coasting Service* 又は *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶については、本会が必要ないと認める場合には 1.1.11 の規定を適用しない。~~

~~3.2.87~~ 操舵室

-1. ~~1.5.1~~ にかかわらず、船級符号に *Coasting Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶であって総トン数 200 トン未満の船舶にあつては、固定操舵席又はこれに類似した設備が設けられているものについては、操舵室の高さを 1.6m まで減ずることができる。

-2. 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶の操舵室の高さは、1.8m 以上でなければならない。ただし、固定操舵席又はこれに類似した設備が設けられている船舶については、その高さを 1.6m まで減ずることができる。

~~3.2.98~~ 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶に対する特例

船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶にあつては **1.3.1**, **1.3.2**, **1.3.3**, **1.3.4**, **1.4.1**, **1.4.2** 及び **1.4.3** の規定は適用しない。

附 則（改正その 1）

1. この規則は、2014 年 2 月 26 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載された乗降設備については、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.10 を次のように改める。

1.1.10 防音措置等

~~国際航海に従事する総トン数 1,600 トン以上の船舶の船員室等及び船橋には、次の(1)から(3)に従い適当な防音措置を講じなければならない。ただし、本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない。~~

- (1) 各区画の騒音レベルは、本会が適当と認める騒音レベル以下でなければならない。ただし、次の(a)から(c)のいずれにも該当せず、国際航海に従事しない船舶にあっては、本会が適当と認める騒音レベル以下としなくて差し支えない。いずれの場合においても、騒音計測方法は、本会が適当と認める方法によらなければならない。
 - (a) 2017 年 7 月 1 日以後に、建造契約が結ばれる船舶
 - (b) 建造契約が存在しない場合には、2018 年 1 月 1 日以後に、建造開始段階にある船舶
 - (c) 2021 年 7 月 1 日以後に、引き渡しが行われる船舶
- (2) 居住区域内の隔壁及び甲板は、本会が適当と認める空気音遮断性能を有するものでなければならない。
- (3) 騒音レベルが 85dB(A)を超える区域のある船舶にあっては、本会が適当と認めるところにより、耳保護具及び警告表示を備えなければならない。

3 章 航路を制限される船舶及び小型船舶に施設される居住衛生設備の特例

3.2 船員室等に関する特例の内容

3.2.9 を次のように改める。

3.2.9 船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶に対する特例

船級符号に *Smooth Water Service* 又はこれに相当する付記を有する船舶にあっては、**1.1.10, 1.1.12, 1.1.13, 1.2.5, 1.3.1, 1.3.2, 1.3.3, 1.3.4, 1.4.1-1., 1.4.2 及び 1.4.3** の規定は適用しない。

附 則（改正その 2）

1. この規則は、2014 年 7 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあつては、この規則による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2014 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2015 年 1 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2018 年 7 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶

居住衛生設備規則検査要領

要
領

2014 年 第 1 回 一部改正

2014 年 2 月 26 日 達 第 6 号

2013 年 7 月 29 日 技術委員会 審議

2014 年 2 月 26 日 達 第 6 号
居住衛生設備規則検査要領の一部を改正する達

「居住衛生設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

改正その 1

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.11 を削る。

~~1.1.11 舷梯~~

~~国際航海に従事する総トン数 500 トン以上の船舶の舷梯については、鋼船規則 C 編 23.9
もしくは CS 編 21.9 の規定によること。~~

附 則（改正その 1）

1. この達は、2014 年 2 月 26 日（以下、「施行日」という。）から施行する。
2. 施行日前に船舶に搭載された乗降設備については、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 編 居住衛生設備

1 章 船員に関する設備

1.1 一般

1.1.10 を次のように改める。

1.1.10 防音措置等

~~「適当な防音措置」については、次によらなければならない。~~

- ~~(1) 船員室の騒音値は、60dB(A)以下とすることを目安とし、騒音計測の結果、60dB(A)を上回った場合でも、当該船員室の騒音値が船員の通常業務及び心身に支障をきたすものでない限り、特別な防音工事を実施することを求めるものではない。~~
- ~~(2) 船員室以外の場所にあつては、船員の通常業務及び心身に支障をきたさない程度の騒音値でなければならない。~~
- ~~(3) 騒音計測方法については、JIS F0905「船舶居住区の騒音レベル測定方法」を参考とすること。~~

~~-1.(4) 規則 3 編 1.1.10 にいう「本会が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認めた場合は、この限りではない」とは、次の(1)又は(2)の場合をいう。動力的に支えられている船舶、海底パイプ敷設船、クレーン船、海底資源掘削船について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合とする。なお、本規定を適用することが、その性質上困難と認められる船舶については、本会の承認を得なければならない。~~

- (1) 高速船規則 1 編 2.1.2 に定義する船舶及び鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」 1.1.2-3.(1)から(7)に該当する船舶について、騒音値を低減するための措置を講じることが当該船舶の機能を損うこととなる場合
- (2) 鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」 1.1.3 による場合

-2. 規則 3 編 1.1.10(1)にいう「本会が適当と認める騒音レベル」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」表 4.1 に示す騒音レベルをいう。

-3. 規則 3 編 1.1.10(1)にいう「本会が適当と認める方法」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」による。

-4. 規則 3 編 1.1.10(2)にいう「本会が適当と認める空気音遮断性能」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」 5 章による。

-5. 規則 3 編 1.1.10(3)にいう「本会が適当と認めるところ」とは、鋼船規則検査要領 B 編附属書 B2.3.1-1.(11)「船内騒音計測に関する実施要領」 6 章による。

附 則（改正その 2）

1. この達は、2014 年 7 月 1 日から施行する。
2. 次のいずれかに該当する船舶以外の船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。
 - (1) 2014 年 7 月 1 日以降に建造契約が行われる船舶
 - (2) 建造契約が存在しない場合には、2015 年 1 月 1 日以降にキールが据え付けられる船舶又は特定の船舶として確認できる建造が開始され、かつ、少なくとも 50 トン又は全建造材料の見積重量の 1%のいずれか少ないものが組み立てられた状態にある船舶
 - (3) 2018 年 7 月 1 日以降の引き渡しが行われる船舶